

別紙2 「区分表」

A : 消防用途区分(※1) 6 項口	B:消防用途区分(※1) 6 項ハ	
C : 収容人員(※2) 10人以上	D : 収容人員(※2) 30人以上	E : 収容人員(※2) 30人未満
F : 消防計画作成と消防訓練は義務		G : 義務付けは規定されない
防火管理者の選任 【防火管理者選任(解任)届出書】	防火管理者の選任と消防計画作成及び消防訓練の実施が義務となります。	防火管理者の選任と消防計画作成及び消防訓練の義務付けはされません。
消防計画の作成 【消防計画作成(変更)届出書】		
消防訓練の実施 【消防訓練実施計画書】 【消防訓練実施結果報告書(任意)】 消火訓練・・年2回以上 避難訓練・・年2回以上 通報訓練・・消防計画で定めた回数		
具体的な事業種別(座間市の現況に合せて記載しています。)		
認知症対応型共同生活介護事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所(※3)	小規模多機能型居宅介護事業所(6項口に掲げるもののを除く)	
看護小規模多機能型居宅介護事業所(※3)	看護小規模多機能型居宅介護事業所(6項口に掲げるものを除く)	
通所介護事業所		
		地域密着型通所介護事業所
非常災害対策		
業務継続計画の策定と検証(令和6年4月1日より義務化)		

この表に区分されない、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターは、消防法上は6項に区分されず、15項の事務所・事業所や、16項の複合用途防火対象物に区分される場合や、建物全体の用途に含まれて取扱われる場合もあります。消防用途区分については、消防法を基に判定されますので、座間市消防本部予防課にお問合せ下さい。

※1：区分表は福祉施設の消防法用途区分を概略的に表したもので、消防法上の用途区分は、火災予防の対象となる全てのものを用途や火災危険性などを考慮して区分し、定めたものです。

福祉施設などは最上段に記載のようにA「6項口」又はB「6項ハ」に区分されます。

「6項口」と「6項ハ」の違いは、「6項口」は主に入居・宿泊を伴う施設、「6項ハ」はそれ以外(入居や宿泊を伴わない施設)となります。

区分表中段の「具体的な事業所名」欄に記載のように地域密着型通所介護事業所と県指定となる

通所介護事業者はB区分となります。(通所介護で宿泊サービスを実施する場合は、状況により6項目となる場合がありますので、消防本部予防課にご相談ください。)

※2：消防の収容人員は、「防火対象物に入りし、勤務し、又は居住する者の数」とされています。

介護事業所等で使用される「定員」、「利用定員」とは異なることに注意が必要です。

消防の収容人員は入居者(宿泊者)、通所者の数以外に、介護職員の方(介護従業者・調理員等の全ての職員)の合計となりますので、注意が必要です。

※3：避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるもの。

「避難が困難な要介護者を主として入居させる」場合に、6項目として判定されます。

「避難が困難な要介護者を主として入居させる」とは、「介護保険法の要介護状態区分が3から5の者」を対象とし、その入居者が、施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断されますが、詳細は消防本部予防課にお問合せください。

区分表は、座間市消防部予防課での判定状況に基づき座間市の状況を記載しています。

※その他の注意

収容人員が30人を超える通所介護事業所では、防火管理者の選任と消防計画作成及び消防訓練の実施が義務となりますので、注意してください。

(地域密着型通所介護事業所以外の)通所介護事業所は県で指定を行いますが、収容人員の判定や、それによる防火管理体制の判断を行うのは、あくまでも事業所の所在地を管轄する消防署・消防本部になることに注意してください。

非常災害に関する解釈通知による、防火管理者を置くこととされている事業所と防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所について整理すると別紙2の区分表のようになります。

区分表は福祉施設の消防法用途区分を概略的に表したもので。消防法上の用途区分は、火災予防上の対象となる全てのものを用途や火災危険性などを考慮して区分し、消防法施行令別表に定めたもので、福祉施設などは最上段に記載のようにA「6項目」又はBの「6項目ハ」に区分されています。

「6項目」と「6項目ハ」の違いは、「6項目」は主に入居・宿泊を伴う施設、「6項目ハ」はそれ以外(入居や宿泊を伴わない施設)となります。

区分表中段部分の「具体的な事業種別(座間市の現況に合せて記載しています。)」欄に記載のように地域密着型通所介護事業所と県指定の通所介護事業所はB区分となります。

地域密着型通所介護事業所の利用定員は最大で18名以下ですので、(従業者を含めた)収容人員が30名を超えることはないかと考えます。注意が必要なのは通所でも宿泊サービスの提供を行う場合は、宿泊する人の身体状況や全体に占める割合により、A区分になります。

また、B区分でも、収容人員が30人以上となるとF区分の消防計画作成と消防訓練が義務となりますので注意が必要です。